

### 女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力や、セクシャルハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題についての電話相談を無料で受け付けます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じ、秘密は厳守されます。

- 日時  
11月12日(木)～18日(水)  
午前8時30分～午後7時  
※土・日曜日は午前10時～午後5時
- 電話番号  
☎0570-070-810
- 問い合わせ 人権・男女共同推進室



**社会を分断する「不安」の感染**  
 新型コロナウイルス感染症予防は、自分のためだけでなく、周りの人のためにも、一人ひとりが衛生行動を徹底して行うことが大切です。しかし、遠くに移動しなければならなかったり、人の多いところに行かなければならなかったりと、人それぞれにやむを得ない理由があります。どんなに気をつけていても感染してしまうことがある中で、感染してしまった人や、その家族に対する差別や暴言が後を絶ちません。

**「正しく」恐れることが大切**  
 感染者はあくまでも「いたわられるべき被害者」です。たとえリスクの高い行動をしたからといって、他人が感染者を非難する権利はなく、非難しても自分や周囲の感染リスクが低くなるわけではありません。非難されることを恐れ、検査を敬遠する人が増えるなど、逆に感染リスクを高めることとなります。今こそ「憎むべきはウイルス」で「感染した人は被害者」という意識を持つことが大切です。

### コロナ禍における人権を考える



人権を尊び、人の和を大切にし、夢とやすらぎのあるあたたかい橋本市を目指して  
 「人権男女共同推進室」



### 「DVに遭っていませんか？」

DVとは、配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）男女間で起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のことで、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

DVを受けている人から相談があった場合は、話をしっかりと聞き、専門の相談機関があることを知らせてください。

また、DVを受けた場合は、迷わずに次の専門窓口にご相談してください。



| 相談機関                                  | 開設日                     | 電話受付時間                         | 電話番号          |
|---------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------|
| 橋本市女性電話相談<br>【電話相談のみ】                 | 月曜日～金曜日<br>[祝日、年末年始を除く] | 午前9時～午後1時                      | ☎33-8525      |
| 県子ども・女性・<br>障害者相談センター                 | 年末年始以外                  | 午前9時～午後9時30分                   | ☎073-445-0793 |
| 県男女共同参画センター<br>“りいぶる”                 | 火曜日～日曜日<br>[祝日、年末年始を除く] | 午前9時～午後8時<br>[日曜日は午後4時30分まで]   | ☎073-435-5246 |
| 伊都振興局健康福祉部                            | 月曜日～金曜日<br>[祝日、年末年始を除く] | 午前9時～午後5時45分                   | ☎42-5440      |
| わかやまmine<br>(性暴力救援センター和歌山)<br>【緊急医療有】 | 年末年始以外                  | 午前9時～午後9時30分<br>[緊急医療は午後10時まで] | ☎073-444-0099 |

※面談による相談は電話受付時間と異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。  
 ※命の危険を感じた場合など緊急時には警察署へ110番通報してください。

### 差別のない社会を目指して

私たちの身近なところで

差別事件は起きています

令和元年度に県内で発生した差別事件は20件で、内訳は同和問題が17件、障がい者差別が2件、女性差別が1件でした。その内、市内では同和地区の問い合わせが2件、年賀はがきでの差別表現が1件、同和問題に関する差別発言が2件ありました。

#### 多様化する人権の課題

私たちの周りには、同和問題をはじめ、女性差別や障がい者差別など、取り組むべき課題がたくさんあります。また、インターネットによる人権侵害も生じています。

市では差別表現などを書き込まれる恐れがあるインターネット上のホームページや掲示板などを監視することで、差別表現などの書き込みの発見および拡散防止に努め、人権侵害の防止などを図ります。



#### 部落差別の解消に向けて

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況にも変化が生じています。これらを踏まえ、「部落差別解消推進法」が平成28年12月に施行され、地方公共団体に対して、その地域の実情に応じた施策の取組みが求められています。さらに、今年の3月には和歌山県においても「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定・施行されました。

市としても、国や県とも連携をしながら、部落差別の解消を推進するための条例の制定を検討しています。

#### 一人ひとりの人権を尊重しましょう

人権とは私たち一人ひとりにとってかけがえのないものであり、誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていくための権利です。

人権を視点においた総合的な施策や教育啓発活動を十分に実施していくためには、すべての人が参加できる体制づくりが必要です。そのため、人権推進団体や地域団体と連携しながら本年度中に橋本市人権施策基本方針の改訂を行い、今後も人権施策をさらに推進していきます。